



平成 29 年 4 月 28 日
環境局環境・エネルギー対策課

市政記者各位

「クールシェアふくおか 2017」の実施に向けて
ご協力いただける『施設』を募集します！

暑い夏に、みんなで涼しい場所に集まることで、家庭でのエアコンなどの使用を減らし、省エネを促進していく取り組みとして、今年も「クールシェアふくおか 2017」を実施します。（実施期間：7月1日～9月30日予定）

昨年度は、官民併せて、285 施設がクールシェアスポットとして登録いただき、多数の特典のご提供や関連イベントの開催などのご協力をいただきました。



「クールシェアふくおか」
ロゴ

「クールシェアふくおか 2017」の実施に向けて、
下記のとおり、「クールシェアスポット」の募集を開始しますので、
事業者様への周知について、ご協力をお願いします。

記

1 クールシェアスポットとは？

下記①～④を満たす市民の皆様の「お出かけ先」です。

- ① 福岡市内の施設
- ② 一般に開放されている
- ③ 暑さをしのいで涼しく快適に過ごすことができる
- ④ 割引サービスや、来場者プレゼントなどの特典がある、または、来場者が参加できる打ち水などのイベント等が開催される

2 クールシェアスポットに登録されるメリットは？

- ① **市ホームページ**や**市政だより**（夏の省エネ特集号）、「クールシェアふくおか 2017」の**チラシ**にお店の情報を掲載！**広報効果により来場者が増えるかも！**
- ② 登録店であることを **POP** や**メニュー**の中で活用できます！
- ③ クールシェアスポットになることが省エネ促進の取組につながり、**環境保全に貢献！**

3 募集期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）～6月9日（金）

4 登録方法

別紙、募集概要・チラシをご参照ください。

【問い合わせ先】

環境局 環境・エネルギー対策課
担当：満生，平井
TEL092-711-4282（内線 2403）
FAX092-733-5592

クールシェアスポットの募集概要

「クールシェアふくおか 2017」の実施にご協力いただける「クールシェアスポット」を以下のとおり、募集します。

- 募集期間：平成 29 年5月1日(月)～平成 29 年6月9日(金)
- 登録申込書：福岡市ホームページ(「クールシェアふくおか」で検索)、環境局環境・エネルギー対策課、市役所1階の情報プラザ、各区役所等で入手できます。
※「クールシェアスポットの募集」チラシの裏面が登録申込書です。
- 登録申込書の提出方法
：登録申込書に必要事項を記入のうえ、環境局 環境・エネルギー対策課に電子メール、FAX、郵送等により提出してください。
- 登録区分
クールシェアスポットの登録区分は、以下のとおりです。

区分	取組みの概要
【区分A】 特典付き クールシェアスポット	「特典利用チケット」の提示により、来客(来場者)に対し割引や追加サービスを提供していただけるスポット (例) ・利用料の割引 ・ドリンクのサービスやグッズのプレゼント
【区分B】 関連イベント実施 クールシェアスポット	「特典利用チケット」の提示がなくても関連イベントに参加できるスポット (例) ・クールシェアセール等の開催 ・来場者向けの休憩用ベンチ等の設置

- クールシェアスポットに登録するメリット
クールシェアスポットは、以下の方法で積極的にPRします。
- ① 市政だより7/1号に折込む「夏の省エネ特集号」に施設名や特典内容等を掲載
(5月26日までに要応募)
- ② 区役所など市有施設やイベント等で配布するPRチラシに施設名等を掲載
(6月9日までに要応募)
- ③ 福岡市ホームページに施設名や特典内容等を掲載

【問い合わせ先】

環境局 環境政策部 環境・エネルギー対策課 平井、満生
TEL:092-711-4282(内2403) FAX:092-733-5592
電子メール:kankyoenergy.EB@city.fukuoka.lg.jp



「クールシェアふくおか」 ロゴ

クールシェアふくおか
～みんなで集まって、みんなで涼しく～

COOL
SHARE



2017年度

クールシェアスポットの募集

◆『クールシェアスポット』って？



暑い夏、まちに出て涼しい施設を利用することで、主に家庭での省エネを促進しよう、というのが「クールシェア」の取り組み。
おうちをクールに（賢く）省エネする市民を応援する施設のことを「クールシェアスポット」といいます。
(期間：2017年7月1日～9月30日)



◆登録すると何かいいことあるの？



専用ホームページや市政だより（夏の省エネ特集号）、チラシ（※）にお店の情報を掲載！
※市政だより掲載は5月26日迄の申込み、チラシ掲載は6月9日迄の申込みに限ります



登録店であることをPOPやメニュー表にご活用いただけます！



省エネ運動に参加することで環境保全活動に貢献いただけます！

◆登録パターンは2種類

A 特典つきクールシェアスポット

「特典利用チケット」を提示することにより割引等のサービスが受けられるスポットが、【特典つきクールシェアスポット】です。
(特典チケットは、専用ホームページや市政だより、チラシに掲載)
《例》・アイスクリームやドリンクのサービス、利用料等割引、グッズのプレゼント など

B 関連イベント実施クールシェアスポット

「特典利用チケット」の提示がなくとも関連イベントに参加できるスポットが【関連イベント実施クールシェアスポット】です。
《例》・打ち水イベントを開催
・施設の一角に休憩用のベンチ・テーブルを設置 など

◆登録要件や申込み様式の記載例など、詳細は福岡市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】福岡市環境局環境・エネルギー対策課(092-711-4282)
※福岡市ホームページは、[クールシェアふくおか](#)で検索



クールシェアふくおか クールシェアスポット登録申込書

送付先 福岡市環境局環境・エネルギー対策課

住所 〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

FAX 092-733-5592 E-Mail

kankyoenergy.EB@city.fukuoka.lg.jp

施設・店舗等名称						
施設・店舗等住所	〒					
	福岡市 区					
	(ビル名称・階数等)					
登録区分(選択してください)	A:特典つき施設 B:関連イベント					
利用者からの問合せ先	TEL			E-Mail		
施設等営業・開設時間						
特典・イベント等概要 ※設定期間を記載のこと (80文字程度)						
施設等の概要 その他特典等補足情報 (80文字程度)						
施設等の利用条件 (年齢制限等がある場合は記載)						
施設等ホームページ						
非公開情報	担当者氏名					
	担当部署等名称					
	担当部署等住所					
	担当者連絡先	TEL			E-Mail	
	配布物希望枚数	配布物種別	基本配布数	追加希望数	追加上限数	
ポスター(A2版)		枚	枚	枚	枚	

【登録にあたってのご注意】

- ・ 同一施設内で複数の事業者がクールシェアスポットを設置する場合は(複合商業施設等で各テナントごとに特典設定される場合など)各事業者(店舗・テナント)ごとにこの様式をご提出ください。
- ・ 福岡市広告事業実施要綱第5条に掲げる業種・内容(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定されている業種等、消費者金融業、商品先物取引業など)につきましては登録(公開等)ができない場合があります。詳しくは福岡市ホームページをご覧ください。(「クールシェアふくおか」で検索)
- ・ 文字数、内容、体裁等の関係から、事務局(環境・エネルギー対策課)において提出いただいた内容を一部修正することがあります。修正等を行った際にも、事務局よりその旨のご連絡等はいりませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 環境省のクールシェアに関する取り組みは、環境省ホームページをご覧ください。(「環境省 クールシェア」で検索)